

平成29年 第10回（定例会）

厚真町教育委員会会議録

1 開会

平成29年7月27日（木）午後1時31分

2 閉会

平成29年7月27日（水）午後3時55分

3 出席委員の氏名

遠藤 秀明 佐藤 泰夫 伴 俊行 森本 早苗

4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

生涯学習課長 沼田 和男 生涯学習課参事 伊藤 文彦

【書記】学校教育G主幹 木戸 達也

5 会議録署名委員の指名

（ 佐藤 泰夫 ）

（ 森本 早苗 ）

6 教育長報告

（1）行事参加等の動向

（資料1）

【質疑なし】

7 所管報告

学校教育グループ

（1）第1回厚真町学校運営協議会設立準備委員会（6月28日開催）について （資料2）

（2）7月3日（月）鶴川漁業協同組合厚真ホッキ貝漁業部会から学校給食センターへホッキ貝むき身50kg相当が寄贈され、7月19日（水）の学校給食に「ホッキカレー」として提供

（3）北海道市町村教育委員研修会／7月11日（火）／札幌市／教育委員4人参加

（4）第1回厚真町教育委員会外部評価委員会／7月19日（水）／青少年センター

（5）文部科学省初等中等教育局国際教育課長の視察（7月12日）について

（6）厚真町「子ども教育委員会」（7月24日開催）について

（資料3）

（7）近藤・中村奨学金給付者について

（資料4）

(8) 厚真町教育委員会事務事業の点検及び評価実施要綱の一部改正について (資料5)

【質疑】

遠藤教育長：学校教育グループから8点報告がありました。ご質疑等がありましたらお願いします。

伴委員：1番目の学校運営協議会設立準備委員会の配布資料を参照してみた。13～14ページにかかわって、「疑問に思っている」という文言であるが、よく意味がわからなかった。何か基準があつてのことなのか。

沼田課長：学校運営協議会規則を教育委員会で定めることになっている。基本事項を委員に示して行くわけであるが、文部科学省の規則案が提示されており、その中の第5条で教職員の人事に関わることがある。学校の教職員の人事について、どうしても規則に入れなければならないものなのか、入れることにより、例えばこの先生はいるいらぬことまで言えるのかという部分との関連で、教職員の人事に関わる規則の規定については、そのようなことは該当しないということ。学校が抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な教職員の任用に関する要望等については含まれる。そのような意味合いでできている文言である。

遠藤教育長：28年度の最終の委員会の中で、協議会の規則案を示した。その中で疑問や意見があつたものについての回答であつたが、委員の中から法規表現がむずかしいこともあり、協議会で行いたいことを解釈の部分で表現した方がわかりやすいというのが皆さんからの意見であつた。

これは説明してからの意見であつたので、むずかしい回答になつたが、協議会の規則や方針についてはもっとわかりやすい例示をしながら説明をしていくことになっている。

伴委員：15ページ以降についても、案に関わる答えなのか。

沼田課長：そうである。文科省の通達の中では、この条項は削除出来ないということである。

伴委員：以前にこの話があつたとき、人事に関わることは、規則に盛り込まないという話をしていたと思う。

沼田課長：地方教育行政の法律が改正されて、文部科学省から質疑応答集が発刊された。その中で、この項目については、削除してはいけない記述が掲載された。正直、規則の中には入れ込みたくない部分ではある。

遠藤教育長：人事の生々しい部分ではなく、学校運営の中で力を入れている活動にふさわしい先生の必要性について意見を出してもらふことになると思う。

伴委員：16ページの第5条がそれにかかわってくる。疑問に思つたことは、例えば誰かが担任を持っていて子どもと合わず保護者の意見により担任を外れた例もあることから、怖さも正直感じる部分である。確かに、ただし書きはあるが、広範囲に捉えられて、今いる教職員に対する批判などがコミュニティ・スクールの中で出てきて、それが圧力になる状況になることが不安に感じる。学校を応援する考え方でコミュニティ・スクールが立ち上がることを望む。盛り込まなければならないのであれば、文言を吟味する必要がある。

沼田課長 : 文部科学省から出てきている基本案の中では、このような表現の仕方になっている。文部科学省では通知文が発出されているが、この文言を入れ込んでいない町もある。本町では、この条文は削除できない通知等もあるので案で入れているが、学校も心配している部分である。今後、委員になる方にも、そのような意味合いではないことを説明していかなければならないことだと思っている。

伴委員 : 問題が発生していない時は良いが、保護者が教員に対して不満を持った時にこの条文があると拡大解釈されて收拾がつかなくなる恐れがある。自由な教育環境が阻害される危険があるので、この条文を盛り込まないのが一番良いと思うが、盛り込むのであれば工夫する必要がある。

沼田課長 : 規則については、議案として教育委員会に提案し決定していただくことになるが、スケジュール案でいくと遅くとも11月の定例会に議案提出する。それまでの期間、設立準備委員会を開催する予定があるので、その中でも再度出てくる可能性がある。かなり先生方は気にされている。

伴委員 : そうだと思う。私も現役の時に保護者から人事のことについて言われた経験がある。そのようなことに力点が置かれては困ることになると思う。自由な教育が捻じ曲げられる。恣意的な状況で教育することはよくない。慎重にやってもらいたい。

沼田課長 : 先進地での事例や招へいた講師の話では、運営委員会でそのような人事に関わる話は出てきていないということであった。この条項を残すのであれば、運営者側で人事のことについては出てこないように慎重に説明する必要があると思っている。

遠藤教育長 : 確かにただし書きでは、特定の職員の分限や懲戒と書かれているので、特定の職員でないことはわかるが、拡大解釈されないようなただし書きになるよう、慎重に行っていきたいと思っている。

伴委員 : 学校がこれがあることによって制限された教育活動になるならば、厚真の今までの良さが反対に削れていくような学校運営協議会は、むしろ無意味なものになってしまう。厚真の今までの状況をベースにした学校運営協議会の設立が良い流れであると思う。

沼田課長 : 伴委員が言うように、第5条に限らず学校運営協議会の中で地域の方々が学校に入って、学校運営をより良いものにしていくかということは、いろいろな部分が入ってくる。第5条の人事に限らず、運営する側が慎重に誘導し学校を批判する組織ではないことを押さえてもらう必要があると思っている。

伴委員 : 今までどおりのびのびと教育活動ができ、それをサポートする運営協議会であればと思う。

社会教育グループ

- | | | |
|-----------------|------------|--------------|
| (1) 自治会対抗PG大会 | 6月29日(木)開催 | 13チーム57名参加 |
| (2) トーチカ見学 | 7月9日(日)開催 | 20名参加 |
| (3) 少年の主張胆振地区大会 | 7月10日(月)開催 | むろらん広域センタービル |

- 出場者 厚南中学校3年 吉岡珀和 発表題「いじめを考える」
- (4) 文化協会「第25回カルチャーバス」 7月17日(月)開催 岩見沢・札幌市/54名参加
- (5) 土器焼き 7月17日(月)開催 14名参加
- (6) 青少年健全育成メッセージ伝達 7月21日(金) 町内小中学校
- (7) 「世界の昆虫展」「ホログラフィー展」
7月22日(土)～8月15日(火) /青少年センター

【質疑】

遠藤教育長：社会教育グループから7点報告がありました。質疑をお願いします。

伴委員：トーチカの見学の件であるが、20人参加した中の年齢構成はどうであったのか。高齢の方がほとんどなのか。

伊藤参事：お子さん連れの参加もあった。

遠藤教育長：大切なことは若い世代にも伝えることだと思う。

伊藤参事：隣町から8月に授業の一環で小学生を見学させたいという打診もある。

森本委員：カルチャーバスの参加は54人ということであるが、バスは1台の運行か。

伊藤参事：1台の運行である。

森本委員：以前と比べて参加者は減少しているようだ。

8 協 議

(1) 学校給食費の改定について

(資料6)

【質疑】

遠藤教育長：学校給食費の改定について、町理事者との協議の中で、激変緩和を加え、なおかつ今後の消費税の上昇を踏まえた段階的な改定の検討をということで、今回その内容を示している。皆さんからのご意見等をお願いします。

伴委員：5%の改定ということであるが、今まで10%を町が補てんしていた。不足する分は町から補てんされるのか。もう1点は、1ページの下段に保育士、教職員及び給食センター職員については当初から10%の改定になるのか、また、以前はどうだったのか。

沼田課長：補てんされる。また、保育士は、園児が160円/食、230円/食で単価は違ったが、小中学校の先生は児童生徒と同額であった。

伴委員：小中学校の先生は今まで町の補てんを受けていたのか。

沼田課長：そうなる。町長は、給食費というものは、子どもたちの給食費であって、先生も給食センターの職員も給食を食べているが、あくまでも子どもたちのための給食費であると言及している。条例や規則のなかにも給食費の算定については、その時点の物価上昇を踏まえて児童生徒の一食当たりの単価を決めるとなっている。給食費については教育委員会が決定することになっている。その対象についても、学校教育法の中で義務教育学校の児童生徒となっている。給食費の算定にあたって対象となるのは児童生徒である。

伴委員：額面上はそうかもしれないが、給食のときには当然に給食指導がある。そのようなこと

があるので便宜上適用されていたのだと思う。また、今まで行ってきたことともつじつまが合わなくなる。食育の関係で先生方も児童生徒と給食を食べている。

沼田課長 : 明日の町議会の全員協議会に向けて調べるように教育長から指示があり、調べている最中であるが、現段階では条例上はそのように記載されている。

伴委員 : 条例はわかるが、子どもは休みだが先生は出勤するようなこと同じに考えればいいことなのではないか。また、今までと対応が違うことも疑問である。

沼田課長 : 平成22年1月に給食センター開設以来初めて改定があった。その時は、前年度の給食費相当分と比較して7.4%ということで引き上げを行った。この時は児童生徒や教職員一律の改定であった。

森本委員 : 一律にしないのは教育委員会の考え方なのか。

沼田課長 : 町理事者と教育長、センター長、担当職員とで翌日に行われる予定の町議会全員協議会に学校給食費の改定の考え方について協議をした際に、町長の方から提案があった。

森本委員 : 消費税が5%から8%にかさ上げされた際に、一律で町が上昇分を補てんしていたのに、児童生徒と教職員等に区別をつけるのはおかしくないか。

伴委員 : 保育士の給食費が園児と違っていたのは疑問に感じた。教職員と保育士の立場には違いはないと感じる。

沼田課長 : 保育士、教職員、給食センター職員は同じ給食費となる。

伴委員 : 先ほど保育士は含まれていないと言っていたようであるが。

沼田課長 : 言い方を間違えていたかもしれない。全て同じ考え方である。確認であるが、園児については、160円/食、保育士は230円/食。

伴委員 : それらは町の補てんの対象なのか。

沼田課長 : 補てんの対象である。平成29年10月からは、保育士、教職員、センター職員が実費になる。園児、小学生、中学生については激減緩和で5%の改定に抑える。

森本委員 : こども園に供給される給食の内容は、園児と保育士と同じなのか。

沼田課長 : 園児と保育士とでは量が相違する。

遠藤教育長 : 小学校と中学校の給食の量は、先生についても違ってくる。

児童生徒と教職員の給食費は一律で、平成26年度から様子をみたいということで暫定的に町が補てんした。今回は物価上昇分等が10%程度となるので、一度に値上げするのは負担がかかるため、消費税の値上げの動向をみて2段階で様子をみてるべきと考えた。改定については5%とし、残りの5%は町が負担する。ただし、今回からは激減緩和するのは園児児童生徒に絞らせてもらいたいというのが町の考え方である。保育士、教職員、センター職員は申し訳ないが一度に改定した給食費としたいということである。

伴委員 : 2回目の改定もおそらく5%上がるであろうから、それで併せて10%になる。それが1年以上期間があく。

沼田課長 : 今年10月に引き上げをし、残りの5%を平成31年の4月に引き上げるかどうかであり、1年半引き延ばしとなる。物価上昇率分も確かにあるが、調達コストの部分もかな

り大きな影響がある。町内7町外3の比率で購入している。近隣町については、それが反対のようである。保護者が給食費として負担するものなので、その部分については今後、調達コストをさらに教育委員会として納入業者と交渉や学校給食会などからの納入を視野に入れながら、圧縮していかなければならない部分である。

伴委員 : 教育委員会が賄材料の調達コストダウンに努めると言ったときに、10%の改定したら困ることにならないものか。

沼田課長 : その時点で、改定率については見直しをしていかなければならないと思っている。

伴委員 : 10%の上昇になるだろうと想定して、保育士や教職員等から今年10月から給食費としてもらう。しかし、コストダウンしたら例えば6%程度にしかならなかった場合は給食費の差額分が返すことになるのか。

沼田課長 : 教育長と協議した段階では、そのようなことが発生した場合は、ある時点で実費相当ということで見直しをかけていかなければならないという話をした。

遠藤教育長 : どこかの段階でルールを決めていかなければならないと思っている。例えば今回の改定案は28年度の決算ベースの数字に基づいているので、29年度については前年度末の決算見込額を適用する。31年度に、例えば3%の上昇で収まったのであれば実費相当分の改定となるというようなルールを決めなければならない。それを1年スパンにするか半年スパンにするかということになる。

伴委員 : 実務的に大変になるような感じがする。

沼田課長 : 町内町外の調達コストの部分については、公共で負担するのであれば構わないが、給食費は保護者が負担するものという考え方にたつて、町内からすべて高いものを調達する必要はない。事務方が保護者に代わって努力しなければならないことであると思う。実務は複雑になるとは思っている。

伴委員 : 今までどおり一律であると煩雑にはならないと思う。

遠藤教育長 : 教職員は手弁当という意味合いから考えると公費の投入はできなくなる側面がある。

沼田課長 : 本来は、平成26年度の消費税が増税された時に改定をしておくべきだったかもしれない。改定をかけないで、年数が経過しているのでこのようなことになったと思う。

伴委員 : 他の自治体で町から補てんしているところがあるのか。

遠藤教育長 : 公会計を導入している自治体で、補正をしながら一般財源を入れている自治体もあるかと思うが、そうでないところは、給食費でやりくりするので、給食の内容を変えるしかない。

沼田課長 : ある町では、小学生が247.2円/食、中学生が279.9円/食となっているが、現担当者が調べたところによると、26年度に消費税が5%から8%に増税されたときに、増税分の3%は町の一般財源で補てんされているので、実際の給食費はこれよりも低い額になる。また、子育て支援の部分で子どもが複数いる家庭に優遇措置をしている自治体もあるようだ。

伴委員 : その町の教職員の給食費は怎么样了のか。

- 沼田課長 : その点は確認しておく。
- 森本委員 : 厚真の給食はおいしいとよく耳にするし、転入した先生によると、厚真の給食は1品多いということをしる。また、色合いもよく食欲もそそるとのことである。
- 沼田課長 : センター開設以来、何が基準になっているのかみってみると、文部科学省から出されている栄養価にそった品数を厚真は4品としている。献立表を替えたりしてメニューも多彩である。また、味付けがよいのかもしれないし、賄材料も良い物を使用しているのかもしれないが、詳細な部分はわかっていない。
- 森本委員 : ほかの町などと違うのかと尋ねたところ、ぜんぜん違うということであった。厚真はその点についても大変なところがあると思う。
- 沼田課長 : ほかの町のことであるが、町外から調達する場合は毎日納入されるわけにはいかないのでもストックできる体制を整えているということであった。町理事者との協議の中では、学校給食会から納入割合を高くすることができないだろうかという話が出たが、学校給食会は1週間に1回だけの納品となる。そうなれば、加工品などを廉価で納入となるとストックする場所が必要になってくるので現状ではむずかしい。いろいろな部分で検討を加えていかなければならなくなってくる。地元からは野菜や生鮮食料品などなるべく仕入れるようにし、加工品や調味料などどこから仕入れても変わらないような物である程度の価格差があるのであれば町外からの仕入れを視野に入れるようなことも考えていかなければならない。それによって保護者の負担を減らす努力をしなさいと町長から指示を受けている。
- 遠藤教育長 : 教育委員会と給食費を補てんする町との協議になる。協議が不調になれば予算執行権は町側にあるので、町が主導になる。明日の町議会の全員協議会の議員からどのような意見が出て、我々がどう答弁するのかによって流れが変わる可能性はあるが、方向性としては現段階ではこれでいくしかないと思っている。
- 伴委員 : 原則論から言えば先ほど教育長が言ったとおりである。手弁当に対して公費を投入する必要はないと思うが・・・。
- 沼田課長 : 今まで手当しているのがむずかしいところである。事務方としては煩雑になるのは避けたいところが本音である。
- 伴委員 : できれば今までどおりがよいが、原則論から言えば正しいことである。しかし、教職員等の数はそれほど多くないので影響は少ないと思うが。
- 沼田課長 : 保育士や教職員等の数は、92人ほどになる。例えば20円上昇したとすると年間35円程度になる。現段階ではつきり判断できることは、もらったお金と出したお金。給食はカロリーに合ったものを提供していることを押さえ、その状況がどうなのということでは9.7%が町の補てんである。
- 遠藤教育長 : 改定については2段階で検討し、次期消費税の導入を視野に入れながら、その間、動向をみて、場合によっては3回目の改定を考えていくという方向性である。また、それを受けて、保護者説明会もあるので、教育委員会としては8月定例会の議案とし、固めて

行く。

伴委員 : 4 ページのスケジュール案であるが、2 回目の改定が平成 31 年 4 月になっている。
1 年後の平成 30 年 10 月にはならないのか。

沼田課長 : あくまでこれは案の段階である。1 年余間検討していくという案である。

伴委員 : 今の状況であると、2 回にわたって 5% 上げるということになる。

沼田課長 : この部分は、今後、我々が努力できるかということを町長から宿題として出されている。

遠藤教育長 : この流れてということによろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

(2) 小中一貫教育の検討について

(資料 7)

【質疑】

遠藤教育長 : 今春、小中一貫教育の在り方を探ってみたい旨、教育委員各位や学校に向けて示させてもらった。必ず行わなければならないというものではないが、現状から考えると、厚真町は小中一貫教育の何らかの形を目指すことが有効ではないか、厚真町が目指す「ふるさとを愛し未来に向かってたくましく生きる人材の育成」への近道になるのではないかと、本格的に研究し本町ならではの姿を今秋にはある程度アウトラインを決めていきたいということである。学校側にもそのように伝えているので、学校も混乱している状況である。特にカリキュラムの編制を気にしているようなので、具体的なものについては、課長や教育アドバイザーが局の担当課長に照会し手続き等について助言してもらっている。実際に先行して行っている地域に研修するのが一番参考になるということである。小中一貫教育のきっかけになっているのが、本町の英語教育である。今まで特例で行ってきた英語教育は、学校教育法が平成 27 年に改正され、義務教育学校や小中一貫型教育の導入が認められることになった。これらについては、教育課程の編制については、特例の指定を受けることなく、各市町村で編制できるというものである。特例申請の変更を平成 27 年度末に行っており、次期学習指導要領の改訂まででなく、厚真町が小中一貫型の教育に移行するための猶予期間を考慮して平成 31 年 4 月ころとしていた。変更申請から 2 年間の経過しいよいよ移行時期が迫ってきている。このままいくと、今まで行ってきた英語活動やコミュニケーション科を行えなくなり、本来の学習指導要領に基づいたものに戻ってしまうので、今まで行ってきたことを持続または、高めていくためには、小中一貫型の教育を導入することが必要である。特例申請ができるかどうか模索したが、これは難しいという局からの見解であった。今までの特色ある英語教育を行おうとする場合は、小中一貫型の教育を導入すると、現状の内容をそのまま移行できるという助言も受けている。また、手続きにしても、すべての教科を小中一貫の 9 年間を見通したものに最初からする必要はなく、できるものから少しずつ充実していけばよいという説明も受けたので、それならば、現場も混乱しないで行けるのではないかと思っている。また、それをする

にしても、厚真町の現状と課題をしっかりと押さえた上で、これを導入するということができないと、小中一貫教育ありきで始まってはだめだと考えている。あくまでも目指す姿を実現するための手段であり、小中一貫教育が有効であるものとして進まなければならないと思っている。

沼田課長 : 小中一貫教育は、我々も勉強しなければわからない。教育長が言ったように、平成28年4月に改正された学校教育法が施行され新しい制度が導入された。その制度の中で、義務教育学校と小中一貫校ができた。義務教育学校については新設校になるので手続き上は条例が必要になってくる。小中一貫校は現状の形のままで移行が可能で規則のみ変更すればよい。また、英語だけ先行することも可能である。視察する小清水町が厚真町に近い形であるようだが、本日は視察する自治体の取組等についても配布している。

遠藤教育長 : 導入となると教育委員会だけで決めることにならないので、家庭、地域、学校を巻き込むことを考えると、2～3年はかかることになると思う。

伴委員 : これも検討委員会のような組織が立ち上がるのか。

遠藤教育長 : 当然全町を網羅するものになると思っている。実際に子どもたちの姿を小学校・中学校一貫の形で行うものであるから、まさに、今年の12月に立ちあがるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の中で話し合うことも可能と思っている。本来は、中央地区と上厚真地区があり、小中一貫という概念であるが、共通の考え方はあっても最終的には地域の特性を出してもよい。一律に縛ろうとは考えていない。

沼田課長 : 一番影響が出るのは現場の教職員であり、保護者にとっては現状と変化する状況にはならない。ただし、行事等は一本化される可能性はある。

伴委員 : 小学校1年生から中学校3年生までとなると、かなり心身の成長に幅があるので大変な部分は出てくると思う。

沼田課長 : 現状でも義務教育9年間を見通した教育を行っているので、それが形上、新しくできた制度の中で進むようになるので、大きな変更はないと思っている。

遠藤教育長 : 従来どおりのところも結構ある。単純に小学校の高学年が中学校への乗り入れ等、接続の部分を密にし、子どもたちが環境的な変化をあまり感じなくするとともに、中1ギャップをなくしていけと考えている。

佐藤職務代理 : 中1ギャップは厚真でもあるのか。

遠藤教育長 : 教科担任制になり、時間も違ってくるので厚真でもあると思っている。

沼田課長 : 都会であれば、中学校に進学すると他の小学校からの入学者もおり、とまどいがあると思う。厚真町では例えば地域の中の厚真中央小学校から厚真中学校への進学となるので、そのようなことはない。

伴委員 : 人と人とのつながりのギャップはないと思う。やはり、教科担任制になるので、その面では違いは出てくると思う。制度をうまく利用して、一貫教育に結びつけていくとその部分はクリアできるのではないかと思う。

また、中学校の場合、1学年1学級であると教科担任がすべてそろわない。7人なので

9教科がそろわない。現状では免許外で対応しているが、小学校の先生が持っている免許をうまく活用して中学校の教科を担当することにもつなげられるので、そういった面でも有効な部分はある。

沼田課長 : 中学校の専科教員を小学校に乗り入れすることもできる。

伴委員 : 今行っている厚真の教育をより高めるためには、このような制度を活用することは大事であると思う。

沼田課長 : 過日、局の教育支援課長に助言をもらいに教育アドバイザーと伺った。厚真の場合は、下地ができていますので、もし小中一貫に進むとしてもそれほどハードルは高くなく、他市町村よりは移行しやすいのではないかという話をされた。

遠藤教育長 : 英語教育でのカリキュラム編制、授業づくり研修会での小中学校の先生が合同で行っている。素地は整っていると言える。

沼田課長 : 教職員の人事についても今までどおりでよい。義務教育学校では新設になるので人事が変わる。校長の配置も変わってくる。

遠藤教育長 : 今は英語活動における中学校から小学校への乗り入れについては兼務発令を行っているが、それも乗り入れが前提なので必要なくなる。

沼田課長 : 視察研修については、教育アドバイザーと厚真中学校長も加わる。事務局から1人随行し計8人となる。

遠藤教育長 : 小中一貫教育は、本町の学校教育の大きな転換期になると思っている。

9 その他

(1) 教育委員道内視察研修について

(資料8)

- ・日程 (1泊2日)
- ・視察内容 小中一貫教育の取組みについて
- ・視察地 (小清水町・白糠町)

【熊対応】

沼田課長 : 熊の対応であるが、現在、本町の小中学校は夏季休業期間に入った。熊の目撃情報から子どもたちの安全確保から学校と協議し安全対策をとっているところである。7月25日、厚真中央墓地付近で夕刻、熊が罠に捕獲された。担当課では、その個体は目撃情報の熊であるかは断定できないころもあり、今週の土曜くらいまで状況を見て、その時点で熊の出没情報がなければ一旦解除する予定ということである。小中学校の対応については、厚真中央小は学習会があったのでスクールバスでの送迎対応を行った。厚真中は7/31~8/2にかけて寺子屋が行われるが同様にスクールバス送迎対応を行う同時に徒歩や自転車登校も構わない旨文書で解除の文書を配布する。また、来ていない生徒については、連絡網により周知する。
また、学校プールの利用についても、保護者の送迎をお願いしているところであるが同伴なしでも利用できる旨、来週月曜日に防災無線で周知する。

10 次回委員会の開催日程

- ・ 8月30日（水） 午後1時30分（予定）

11 閉会

厚真町教育委員会会議規則第18条の規程により署名する

平成 年 月 日

教育長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

生涯学習課長（調製）